

企業法務サロン

判例研究～モリテックス株主総会決議取消請求事件

中京大学大学院法務研究科修了生

出口 敦也

第1 はじめに

近年、株主総会において株主提案がなされ、それを実現する目的で、また、会社提案に反対する目的で委任状勧誘が行われるという事例が報道されるのをよく目にするようになってきた。

C F S がアインファーマーズと経営統合しようとしたのに対し、C F S の株主であるイオンに反対され、イオンによる委任状勧誘の末、株主総会で否決されたのは記憶に新しいところである。海外でも、マイクロソフトが、ヤフー経営陣の追放を狙って委任状争奪戦（「Proxy Fight」などと呼ばれる）を仕掛けるかもしれないということが大きく報道されたりした。

このように、株主による株主提案や委任状勧誘が世間の注目を集めるなか、株主提案および委任状勧誘が行われた株式会社モリテックスの株主総会決議について、株主総会決議取消判決が下されたのが本件（東京地裁判決平成19年12月6日（商事法務1820-32））である。

株主提案および委任状勧誘がされた場合の株式会社の対応として、モリテックスの行動の何が問題だったのか、検討していきたい。

第2 事案の概要

1 被告株式会社モリテックス（以下、Y社）は、東証一部上場の株式会社であり、議決権を有する株主数は約9,500名（議決権総数約13万8000個）である。

原告I D E C（アイデック）株式会社（以下、X社）は、東証一部上場の株式会社で、Y社の株式156万4千余株（持株比率11.3%）を保有するY社の第1順位株主である。

訴外Aは、Y社の創業者であるが、平成18年にY社取締役を退任している。同人は、Y社の株式114万7千余株（持株比率8.29%）を保有するY社の第2順位株主である。

2 Y社では、平成19年6月27日の定時株主総会（以下、本件総会）終結時をもって、取締役8名全員および監査役全4名のうち3名が任期満了により退任することから、本件総会において取締役最大8名、監査役最大3名の選任が予定されていた。

3 X社およびAは、平成19年4月19日、共同で株主提案権を行使し、「取締役8名選任の件」および「監査役3名選任の件」（以下、本件株主提案）を本件総会の目的とすることを請求した（それぞれ8名、3名の候補者擁立のうえ）。

4 さらに、X社およびAは、平成19年6月6日から、Y社の議決権を有する全株主に対して委任状および参

考書類等を順次送付し、議決権代理行使の勧誘を開始した。委任状には、以下の記載があったほか、本件株主提案について、被勧誘者の賛否を記載する欄が設けられていた。

「平成19年6月に開催予定の株式会社モリテックス第35期定時株主総会および継続会または延会に出席し、下記のI D E C株式会社およびAによる株主提案の議案（以下、原案という）につき私の指示（印で表示）に従って議決権を行使すること。ただし、賛否の指示をしていない場合、原案に対し修正案が提出された場合（株式会社モリテックスから原案と同一の議題について議案が提出された場合等を含む。）および原案の取り扱いその他の株主総会の運営（株式会社モリテックスから原案と同一の議題について議案が提出された場合等に関する原案の議決の諮り方等を含む。）に関する動議はいずれも白紙委任とします。」

- 5 Y社は、平成19年6月11日、同社の議決権を有する全株主に対し、「取締役8名選任の件」として会社提案に係る2号議案と本件株主提案に係る4号議案を、「監査役3名選任の件」として会社提案に係る3号議案と本件株主提案に係る5号議案をそれぞれ記載した本件株主総会召集通知等を発送した。

また、同時に発送された議決権行使書および「『議決権行使』のお願い」と題する書面には、それぞれ以下の記載があった。

・議決権行使書

「各議案について賛否の表示をしない場合は、会社提案については賛、株主提案については否の表示があったものとしてお取り扱いいたします。」

・「『議決権行使』のお願い」

有効に議決権行使した株主1名につきQ u oカード1枚（500円分）を贈呈する旨および、
「各議案につき賛成された方も反対された方も、また委任状により議決権を行使された株主様にも同様に贈呈いたします。なお、議決権行使書に賛否のご記入がない場合は、議決権行使書の注意書きにございますように、会社提案に賛成の表示があったものとして取り扱います。」

- 6 さらに、Y社は、平成19年6月14日、同社の議決権を有する全株主に対し、以下の記載のある「『議決権行使書』ご返送のお願い」と題するはがき（以下、本件はがき）を送付した。

「今次株主総会は、当社の将来に係わる重大な総会でございますので、当日ご出席願えない方で、まだ議決権行使書をご返送頂いていない場合には、誠にお手数ですが召集ご通知同封の議決権行使書に賛否をご表示頂き、お早めにご返送頂きたく重ねてお願い申し上げます。議決権を行使（委任状による行使を含む）して頂いた株主様には、Q u oカードを進呈いたします。」との記載の下部に、
「【重要】とした上で、「本年6月開催の株主総会は、当社の将来に係わる重要な総会となります。是非とも、会社提案にご賛同の上、議決権を行使して頂きたくお願い申し上げます。」

- 7 加えて、Y社は、全株主に電話をして、議決権行使書面の送付を依頼するとともに、原告に提出した本件委任状による代理権授与の撤回の意思を確認できた株主に対しては、Xに対する代理権授与の撤回の手続を行った。

- 8 本件総会においては、本件会社提案に係る第2、3号議案が出席議決権の過半数を得て可決された。

上記採決に際しては、Xらが勧誘した委任状にかかる議決権数3万2750個は、本件会社提案に係る議案の出席議決権数（8万0085個）からは除外されたが、本件株主提案に係る議案の出席議決権数（11万2831個）には計上された。

仮に、Xらの勧誘した委任状にかかる議決権数を本件会社提案に係る議案の出席議決権数に加えると、選任された取締役のうち2名の得票率は過半数を下回った。

9 本件総会后、Y社から議決権を行使した株主7323名に対して、1人当たり500円分のQ u oカードが送付された。その合計金額は、約452万円であった。

10 そこで、Xは、本件総会における第2号議案（取締役8名選任の件）及び第3号議案（監査役3名選任の件）について、原告に提出された委任状に係る議決権の個数を出席議決権数に含めなかったこと、違法な利益供与の申出を手段として議決権行使の勧誘を行ったことはいずれも違法であり、株主総会の決議の方法が法令に違反し、又は著しく不公正なときに当たると主張して、決議取消を求めて提訴した（予備的請求は省略）。

第3 判決要旨

1 本件各決議に関する本件集計方法の違法性について

(1) 本件株主提案と本件会社提案との関係

ア 原告ら及び被告の双方から、「取締役8名選任の件」及び「監査役3名選任の件」という議題によって各候補者の提案がされたこと、被告の定款上、本件株主総会において選任できる取締役の員数は最大で8名、監査役の員数は最大で3名となることから、本件株主提案と本件会社提案とはそれぞれ別個の議題を構成するものではなく、「取締役8名選任の件」及び「監査役3名選任の件」というそれぞれ一つの議題について、双方から提案された候補者の数だけ議案が存在すると解するのが相当である。

イ 本件株主提案と本件会社提案のいずれの提案も、本件株主総会終結時をもって平成19年6月現在の取締役全員及び監査役3名が任期満了によって退任することを前提に、その後任者の選任を目的とするものであって、被告自身、本件株主提案と本件会社提案とをそれぞれ相反議案の関係にあるものとして、一括して審議し、一括して採決することとしているところであるから、本件株主提案と本件会社提案とは議題としては共通と解するのが相当である。

(2) 本件委任状の趣旨

ア 本件においては、原告らと被告経営陣との間で経営権の獲得を巡って紛争が生じていることから、原告らとその提案に係る取締役及び監査役候補者の選任に関する議案を提出し、株主に対して議決権の代理行使の勧誘を行ってきた場合に、被告からもいずれその提案に係る候補者の選任に関する議案が提出されるであろうことは、株主にとって顕著であったものと認められる。

また、被告の定款に定められた員数の関係から、本件株主総会において選任できる取締役の員数は最大で8名、監査役の員数は最大で3名であって、本件株主提案に賛成し、原告に議決権行使の代理権を授与した株主は、本件会社提案に係る候補者については賛成の議決権行使をする余地がない。

このような状況下においては、本件株主提案に賛成して本件委任状を原告に提出した株主は、委任事項における「白紙委任」との記載にかかわらず、本件委任状によって、本件会社提案については賛成しない趣旨で、原告に対して議決権行使の代理権の授与を行ったと解するのが相当である。

なお、賛否の欄を白紙にして本件委任状を提出した株主についても、上記の状況下では、本件株主提案に賛成するとともに、本件会社提案については賛成しない趣旨で、原告に対して議決権行使の代理権の授与を行ったと解して妨げないというべきである。

イ 本件において、原告に対して本件委任状を提出した株主の中には、本件株主総会招集通知によって本件

会社提案に係る候補者を認識する前に本件委任状を提出した者が少なくないことが認められる。

しかしながら、原告に対して本件委任状を提出した株主が、仮に本件委任状提出後に本件会社提案の内容を認識し、その提案に係る候補者の一部に賛成することとするのであれば、原告に対する代理権授与の撤回をすることによって、自らその真意に沿った議決権行使を行うことは何ら妨げられない。また、被告が、全株主に対して電話を行い、議決権行使書面の送付を依頼するとともに、原告に対する代理権授与の撤回の意思を確認することができた株主に対しては、「委任状撤回通知書」と題する書面を送付して、原告に対する代理権授与の撤回の手続を行った。

そうであれば、本件株主提案に賛成して本件委任状を原告に提出した株主が、その後、被告からの本件株主総会招集通知によって本件会社提案に係る候補者の情報を得るとともに、被告からの電話により原告に対する代理権授与の撤回の機会を持ったにもかかわらず、代理権授与の撤回をしていない以上は、本件委任状提出の当初から、本件会社提案には賛成しない意思であったと解して妨げないというべきである。

(3) 議決権代理行使勧誘規制との関係

ア 議決権代理行使勧誘規制の趣旨

議決権代理行使勧誘規制の趣旨は、被勧誘者である上場会社の一般株主にとって、勧誘者から株主総会の議案を知らされるだけでは、議案の可否を判断するための情報としては十分ではないため、勧誘者は所定の事項を記載した参考書類を交付すべきこととするとともに、被勧誘者が株主総会における議決権の代理行使について勧誘者に白紙委任することにより、自分にとって不利な議決権の行使がなされ不測の損害を受けることがないように、委任状には議案ごとに賛否を記載する欄を設けるべきこととしたものである。

イ 原告による議決権の代理行使の勧誘についての検討

本件委任状には本件会社提案について賛否を記載する欄が設けられておらず、原告による議決権の代理行使の勧誘に際して本件会社提案に係る候補者に関する参考書類の交付がされていない。

他方、本件における原告による議決権の代理行使の勧誘については、以下の事情を認めることができる。

(ア) 前記(2)アの事情の下では、本件株主提案に賛成する議決権行使の代理権を授与した株主にとっては、原告が本件会社提案に反対の議決権の代理行使をすることは代理権授与の趣旨に沿ったものであり、これにより不測の損害を受けるおそれはないといえることができる。

(イ) 株主提案に賛成する議決権行使の代理権を授与した株主が、その後、株主総会招集通知に添付された参考書類により会社提案に係る候補者の情報を得た時点で株主提案への賛成を翻意した場合には、株主に対する代理権授与の撤回をすることによって、その意図に沿った議決権行使を行うことが可能である。本件における手続の経過をみても、被告が、全株主に対する電話連絡の際に、原告に対する議決権行使の代理権授与の撤回の意思を確認することができた株主については、その手続を行った。

そうであれば、本件において、被告による本件株主総会招集通知及び本件会社提案に関する参考書類の送付に先立ち、原告が、本件株主提案に係る候補者に関する情報のみの提供により、本件株主提案に賛成するとともにその後予想される会社提案に反対することを内容とする議決権の代理行使を勧誘することを許容したとしても、情報不足のため株主が不利益を受けるといっておそれはないといえる。

(ウ) 取締役会設置会社において、株主は、株主提案権に基づき、一定の事項を株主総会の目的とすることを請求する場合には、株主総会の日8週間前までにその請求をしなければならないのに対し(会社法303条2項)、会社は、株主総会を招集するには、2週間前までに株主に株主総会の目的である事項を通知すれば足りることとされている(同法299条1項)。

そうすると、会社が2週間前に株主に対して株主総会の招集を通知した場合、会社は、通知を行うのと同時に、株主提案についても賛否を記載する欄を設けた議決権行使書面を送付することにより、2週間の期間を利用して、会社提案に賛成するとともに株主提案に反対することを内容とする議決権行使の勧誘をすることができる。これに対し、株主が株主提案に賛成するとともに会社提案に反対することを内容とする議決権代理行使の勧誘をする場合に、常に会社提案についても賛否を記載する欄を設けた委任状の用紙を作成しなければならないとすると、株主は、株主総会招集通知の受領後に、会社提案について賛否を記載する欄を設けた委任状及び会社提案についての参考書類の作成、株主に対する送付等を行った上で、2週間から上記の作業期間を控除した残りの期間に議決権代理行使の勧誘を行わなければならない、会社と比較して著しく不利な地位に置かれることとなる。

このように、株主が、自らの提案に賛成するとともに会社提案に反対することを内容とする議決権代理行使の勧誘をするためには、常に会社提案についても賛否を記載する欄を設けた委任状を作成しなければならないと解することは、株主に対する議決権代理行使の勧誘について会社と株主の公平を著しく害する結果となるといわざるを得ない。

ウ 上記の各事情を考慮すると、本件においては、本件委任状の交付をもって、本件会社提案についての株主から原告に対する議決権行使の代理権の授与を認めたとしても、議決権代理行使勧誘規制の趣旨に必ずしも反するものではないといえることができ、本件委任状が本件会社提案について賛否を記載する欄を欠くことは、本件会社提案に係る候補者についての原告に対する議決権行使の代理権授与の有効性を左右しないと解するのが相当である。

(4) 小括

以上によれば、本件会社提案に係る議案の採決に際しては、本件委任状に係る議決権数は、出席議決権に算入し、かつ本件会社提案に対し反対の議決権行使があったものと取り扱うべきであった。それにもかかわらず、本件株主総会の議長は、本件集計方法により本件会社提案が出席議決権数の過半数の賛成を得たものとして可決承認された旨宣言したのであるから、本件各決議は、その方法が法令に違反したものとして決議取消事由を有するといわざるを得ない。

そして、本件委任状に係る議決権数を出席議決権に算入するという取扱いによった場合、出席議決権数の44.93%、出席議決権数の46.74%の賛成しか得ていないことになる2名の取締役については、いずれも過半数に達していないから、両名の選任議案は否決されたというべきであり、両名を取締役に選任する旨の決議は取消しを免れない。

なお、原告は、このような場合には全体としてその決議の方法が法令に違反し、又は著しく不公正といえるから、本件各決議はすべて取り消されるべきであると主張するが、本件においては、各議題につき候補者の数だけ議案が存在するのであるから、決議としては候補者ごとに別個のものと解さざるを得ず、原告の主張は採用することができない。

2 議決権行使株主に対するQ u oカード送付の違法性について

(1) 株主の権利行使に関する利益供与の要件

会社法120条1項の趣旨は、取締役は、会社の所有者たる株主の信任に基づいてその運営にあたる執行機関であるところ、その取締役が、会社の負担において、株主の権利の行使に影響を及ぼす趣旨で利益供与を行うことを許容することは、会社法の基本的な仕組に反し、会社財産の浪費をもたらすおそれがあるため、これを防止することにある。

そうであれば、株主の権利の行使に関して行われる財産上の利益の供与は、原則としてすべて禁止されるのであるが、上記の趣旨に照らし、当該利益が、株主の権利行使に影響を及ぼすおそれのない正当な目的に基づき供与される場合であって、かつ、個々の株主に供与される額が社会通念上許容される範囲のものであり、株主全体に供与される総額も会社の財産的基礎に影響を及ぼすものでないときには、例外的に違法性を有しないものとして許容される場合があると解すべきである。

(2) 本件贈呈の利益供与該当性

本件についてこれをみると、被告が有効な議決権行使を条件として株主1名につきQ u oカード1枚(500円分)を交付したことは、議決権という株主の権利の行使に関し、被告の計算において財産上の利益を供与するものとして、株主の権利の行使に関する利益供与の禁止の規定に該当するものである。

そこで、本件贈呈が例外的に違法性を有しないものとして許容される場合に該当するか否かについて検討する。

ア 本件において株主に対して供与された利益の額について検討すると、個々の株主に対して供与されたQ u oカードの金額は500円であり、一応、社会通念上許容される範囲のものともみることができる。また、株主全体に供与されたQ u oカードの総額は452万1990円であるところ、平成19年3月期(第35期)における経常利益が3億5848万8000円、総資産が150億7296万5000円、純資産が76億8043万6000円であること、第35期の中間配当及び期末配当の総額はそれぞれ6912万3500円であることと比較すれば、上記の総額は会社の財産的基礎に影響を及ぼすとまではいえない。

イ 被告が議決権を有する全株主に送付した本件はがきには、「議決権を行使(委任状による行使を含む)」した株主には、Q u oカードを贈呈する旨を記載しつつも、「【重要】」とした上で、「是非とも、会社提案にご賛同のうえ、議決権を行使して頂きたくお願い申し上げます。」と記載し、Q u oカードの贈呈の記載と重要事項の記載に、それぞれ下線と傍点を施して、相互の関連を印象付ける記載がされていることが認められる。

また、被告は、昨年(平成18年)の定時株主総会まではQ u oカードの提供等、議決権の行使を条件とした利益の提供は行っておらず、原告との間で株主の賛成票の獲得を巡って対立関係が生じた本件株主総会において初めて行ったものであることが認められる。

さらに、株主による議決権行使の状況をみると、本件株主総会における議決権行使比率は81.62%で例年に比較して約30パーセントの増加となっていること、白紙で返送された議決権行使書は本件会社提案に賛成したものとして取り扱われるところ、白紙で被告に議決権行使書を返送した株主数は1349名(議決権数1万4545個)に及ぶこと、被告に返送された議決権行使書の中にはQ u oカードを要求する旨の記載のあるものが存在することの各事実が認められ、Q u oカードの提供が株主による議決権行使に少なからぬ影響を及ぼしたことが窺われる。

そうであれば、Q u oカードの提供を伴う議決権行使の勧誘が、一面において、株主による議決権行使を促すことを目的とするものであったことは否定されないとしても、本件は、原告ら及び被告の双方から取締役及び監査役の選任に関する議案が提出され、双方が株主の賛成票の獲得を巡って対立関係にある事実であること及び上記の各事実を考慮すると、本件贈呈は、本件会社提案へ賛成する議決権行使の獲得をも目的としたものであると推認することができる。

(3) 小括

以上によれば、本件贈呈は、その額においては、社会通念上相当な範囲に止まり、また、会社の財産的基礎

に影響を及ぼすとまではいえないと一応いうことができるものの、本件会社提案に賛成する議決権行使の獲得をも目的としたものであって、株主の権利行使に影響を及ぼすおそれのない正当な目的によるものということではできないから、例外的に違法性を有しないものとして許容される場合に該当するとは解し得ず、結論として、本件贈呈は、会社法120条1項の禁止する利益供与に該当するというべきである。

そうであれば、本件株主総会における本件各決議は、会社法120条1項の禁止する利益供与を受けた議決権行使により可決されたものであって、その方法が法令に違反したものとわざるを得ず、取消しを免れない。また、株主の権利行使に関する利益供与禁止違反の事実は重大であって、本件贈呈が株主による議決権行使に少なからぬ影響を及ぼしたことが窺われることは上記判示のとおりであるから、会社法831条2項により請求を棄却することもできない。

第4 論点

このように、本判決は、まず、出席議決権数の算定方法の違法性について判断し、2名の取締役選任決議について取消されるべきとした。その判断過程において、本件株主提案と本件会社提案の関係および本件委任状の趣旨について検討している。その中で、本件委任状による委任は委任状勧誘規制との関係で無効であるとの被告の主張について検討し、退けている。

続いて本判決は、Q u oカード贈呈の違法性について判断し、結局、本件における取締役および監査役の各選任決議は違法であるとして、取消した。

以下、これらの本判決の判断内容について検討していく。

第5 検討

1 出席議決権数の算定方法の違法性について

(1) 出席議決権数算定の考え方

株主提案権の行使があった場合の出席議決権数の計算方法については、以下の3つの考え方があるようである。

株主総会の議題の数(同一性)に関する会社法的な解釈論に基づくアプローチ

会社提案議案と株主提案議案が同一の議題であるといえる場合、一方の採決に出席していれば、他方の採決には欠席するということは考えにくい。一つの議題については、ある株主は出席するか欠席するかはかかないのであり、一つの議題の一部分についてのみ出席し、他の部分には欠席するということはないはずである。そこで、このような場合、一方の議案についての採決において出席として計算するのであれば、他方の議案についての採決においても出席として計算されなければならない。

また、逆に、会社提案議案と株主提案議案が別個の議題と認められるのであれば、一方の採決に出席し、他方の採決には欠席するということも考えられる。

このように、議題の同一性に焦点を当てて、議案ごとの出席議決権数を計算するという考え方ができる。

委任契約の趣旨の解釈に基づく民法的なアプローチ

ある一つの議案についての投票を委任した場合に、その委任契約の趣旨から、他の議案についての投票についても委任したと解釈できる場合には、当該他の議案についても出席として計算することができる。

例えば、株主提案議案についての委任状について、会社提案議案についても委任している趣旨と解釈できれば、会社提案議案の採決においても出席と考えるということである。簡単に言えば、株主提案に賛成票をいれ

る旨の委任があった場合に、その委任の趣旨が、会社提案には反対票をいれるということをも委任していると解釈できれば、株主提案議案だけでなく、会社提案議案についても当該株主を出席として計算することができる、ということである。

このように、委任契約の解釈に焦点を当てて、議案ごとの出席議決権数を計算するという考え方もできる。

株主提案権があった場合の採決方法の制約に基づくアプローチ

本件のような取締役選任議案において、会社および株主から定款の員数の上限数を超える候補者が提案された場合の採決方法は様々考えられる。

たとえば、取締役の候補者につき、一人ずつ順番に採否を決めていき、定員に満ちた段階で採決を終了する方法や、全候補者を対象に、株主が定款上選定可能な数の候補者に賛成投票し、その結果過半数を獲得した候補者が選任されるという方法もある。

そして、前者の方法による場合には、株主が、ある候補者の採決には投票するが、他の候補者の採決には投票せず欠席するという考えられるが、後者の方法による場合には、株主は、定員の数だけ一度に投票することになるため、一部出席・一部欠席ということは考えられないことになる。

このように、採用する採決方法によっては一部出席・一部欠席ということが考えられないということから、採決方法に焦点を当てて出席議決権数を計算するという考え方も可能である。

本判決では、上記 および の考え方をういて結論が出されている。以下、本判決が および の考え方に基づいて判断した内容を検討する。

(2) 会社法的アプローチ（議題の同一性について）

ア 本判決の判断内容

本判決は、まず、会社法的アプローチによって、本件株主提案と本件会社提案の議題の同一性について判断している。結論としては、本件株主提案と本件会社提案は議題としては共通であるとした。しかし、本判決は、この結論からただちに本件採決における出席議決権数算定方法の違法性についての結論は出さず、後に述べる民法的アプローチに基づく検討を経て結論を出している。

本判決が、本件株主提案と本件会社提案が議題としては同一であると認めた根拠としては、Y社の定款上、本件株主総会において選任できる取締役の員数は最大で8名、監査役の員数は最大で3名であるところ、X社ら及びY社の双方から、「取締役8名選任の件」及び「監査役3名選任の件」という議題によって各候補者の提案がされ、いずれの提案も、本件株主総会終結時をもって平成19年6月現在の取締役全員及び監査役3名が任期満了によって退任することを前提に、その後任者の選任を目的とするものであった。そして、Y社自身、本件株主提案と本件会社提案とをそれぞれ相反議案の関係にあるものとして、一括して審議し、一括して採決することとしていた、という事実が挙げられている。

イ 判決の検討

本判決は、以上の事実を前提とすると、本件株主提案と本件会社提案は完全に両立しないものであると考え、その場合、一方の審議採決を他方の審議採決から分離して行うことは無意味である（一方に賛成ということは他方反対という関係である）ことから、両者は同一の議題についての議案であると評価したものと考えられる。

したがって、本判決のこの点の判断についての射程は、株主提案と会社提案が完全に両立しない場合に限定されると考えるべきであろう。

たとえば、取締役8名を選任すべき株主総会において、株主側から5名の候補者が提案され、会社からも5

名の候補者が提案されたような場合には、仮に株主提案が全部可決されたときでも、まだ会社提案の候補者から3名が選任される余地があるため、株主提案と会社提案が完全に両立しないとはいえない。このようなケースでは、株主提案に賛成する株主は、直ちに会社提案に反対ということにはならないのであって、会社法的アプローチによっては、出席議決権数の計算方法の決定ができないことになる。

(3) 民法的アプローチ (委任の解釈について)

ア 本件委任状の趣旨

(ア) 本判決の判断内容

本判決は、本件株主提案に賛成して本件委任状をX社に提出した株主および賛否の欄を白紙にして本件委任状をX社に提出した株主における委任の趣旨としては、委任事項における「白紙委任」との記載にかかわらず、本件委任状によって、本件会社提案については賛成しない趣旨で、原告に対して議決権行使の代理権の授与を行ったと解するのが相当と判断した。

そして、その根拠としては、X社らがY社の株主から得た本件委任状には、委任事項として、「原案に対し修正案が提出された場合(株式会社モリテックスから原案と同一の議題について議案が提出された場合等を含む。) ... (中略) ...はいずれも白紙委任とします。」と記載されていること、本件では、X社らとY社経営陣との間で経営権の獲得を巡る紛争があり、Y社からもいずれその提案に係る候補者の選任に関する議案が提出されるであろうことが、株主にとって顕著であったこと、また、本件株主提案と本件会社提案は完全に両立しないから、本件株主提案に賛成する議決権行使の代理権を授与した株主は、本件会社提案に係る候補者については賛成の議決権行使をする余地がないことを挙げている。

また、X社に委任状を交付した多くの株主は、本件委任状作成時に本件会社提案の内容を認識していなかったのであるから、そのような株主については、本件会社提案についての議決権行使の委任をしたとはいえないという被告の主張に対しては、X社らに委任状を交付した株主が後に翻意した場合には、委任の撤回の機会があったのであり、したがって、本件委任状作成時に本件会社提案の内容を認識していない株主であっても、本件会社提案についての議決権行使の代理権までは授与していないとはいえないとした。

(イ) 本判決の検討

本判決は、本件委任の解釈において、まず委任状の文言に着目した。委任状には、本件株主提案に対し修正案が提出された場合のほか、Y社から本件株主提案と同一の議題について議案が提出された場合にも、白紙委任とする旨が記載されていた。この文言からは、少なくとも、委任した株主は会社提案議案についても投票することを委任する意思であることが認められるであろう。

さらに本判決は、本件紛争の背景等の具体的事情を列举して、委任状の「白紙委任」との文言にかかわらず、委任状を提出した株主は、本件株主提案に賛成し、本件会社提案には賛成しない趣旨で代理権授与を行ったと認定している。

このように、本判決は、委任状の文言をベースとしつつも、そのみにとらわれるのではなく、周辺事情も考慮したうえで、当事者の意思、つまり委任の趣旨を判断しているのである。

なお、判決は、委任の趣旨として、本件会社提案議案に対する出席の有無だけでなく、本件会社提案議案への賛否がどうかという点にまで踏み込んで判断している。本件の争点は、出席議決権数の算定方法にあるのであるから、出席の有無というレベルを判断すれば足りるとも考えられる。この点については、受任者が、委任の趣旨に反した投票をした場合のその投票の効力が争いになることが考えられるので、裁判所としては、より慎重に委任の方向性(賛否)についても判断し、念のため、本件では委任の趣旨に反した投票はなされていな

いことを示したものと考えられる。

イ 本件委任状勧誘と委任状勧誘規制の関係（委任の効力の有無）

（ア）問題点

本件では、被告Y社から、本件委任状には本件会社提案について賛否を記載する欄が設けられていないこと及び本件会社提案に係る候補者に関する参考書類の提供等がないことから、本件委任状は委任状勧誘規制に違反し無効であって、本件委任状による本件会社提案についての議決権行使の代理権授与も無効となる旨の主張がなされた。

そこで、本判決は、委任状勧誘規制に反する委任状の効力についても判断をしている。

（イ）本判決の判断内容

本判決は、上記の問題点について、本件委任状が本件会社提案について賛否を記載する欄を欠くこと等は、本件会社提案に係る候補者についてのX社に対する議決権行使の代理権授与の有効性を左右しないとした。

その根拠として、判決は以下の3点を挙げている。

まず、本件では、X社らとY社経営陣との間で経営権の獲得を巡る紛争があり、被告からみずれその提案に係る候補者の選任に関する議案が提出されるであろうことが、株主にとって顕著であったこと、また、本件株主提案と本件会社提案は完全に両立しないことから、本件株主提案に賛成する議決権行使の代理権を授与した株主にとっては、X社が本件会社提案に反対の議決権の代理行使をすることは代理権授与の趣旨に沿ったものであり、これにより不測の損害を受けるおそれはない点を挙げる。

また、原告らに委任状を交付した株主が、後に会社提案についての情報を得て翻意した場合には、委任の撤回の機会があったという事実から、株主に情報不足による株主の不利益もなかった点も挙げている。

さらに、会社法上、株主は、総会の8週間前までに提案権を行使しなければならない（会社法303条2項）のに対し、株主側は2週間前に発送される召集通知ではじめて会社提案を知ることになる。したがって、株主が、自らの提案に賛成するとともに会社提案に反対することを内容とする議決権代理行使の勧誘をするためには、常に会社提案についても賛否を記載する欄を設けた委任状を作成しなければならないと解することは、株主に対する議決権代理行使の勧誘について会社と株主の公平を著しく害する結果となるという点も挙げられている。

（ウ）判決の検討

本判決も指摘しているように、我が国においては、株主総会決議についての委任状を勧誘するに際しては様々な規制があり、委任状を勧誘しようとする株主はこれらの委任状勧誘規制をクリアする必要がある。

では、このような委任状勧誘規制に違反した場合、その委任状による議決権行使の委任自体が無効となると考えるべきなのだろうか。また、委任状勧誘規制に違反する勧誘態様により取得した委任状による議決権行使は無効であると考えべきなのであるか。もちろん、委任契約または議決権行使のいずれかが無効であれば、当該議決権については欠席扱いをすることになる。

この委任状勧誘規制の趣旨は、被勧誘者が勧誘者に対し、詳しい事情を把握することなく白紙委任することを回避し、可能な限り被勧誘者たる株主の意思を明確にし、それを議決に忠実に反映させようとするものであると考えられる。

委任状勧誘規制の趣旨が上記のようなものであれば、その違反が直ちに委任者・受任者間の委任契約の効力に影響するとは考え難い。規制に違反する勧誘によって誤って白紙委任してしまったというのであれば、民法上の錯誤によってその契約は無効ということにすればよい。また、決議に株主の意思が忠実に反映されなかつ

たことと、委任契約の効力とは直接のつながりを持たないように思われる。

もっとも、委任状勧誘規制違反により、株主の意思が決議に忠実に反映されなかったことをもって、当該議決権行使が無効であるという議論は成り立つように思う。

しかし、そのように考えるとしても、委任状勧誘規制違反の事実により、具体的な議決権行使が直ちに無効となると考える必要はないのではないだろうか。なぜなら、規制に違反する委任状勧誘がなされたとしても、結果として株主の明確な意思が株主総会決議に反映されているのであれば、その議決権行使を無効として排除する必要はないからである。株主の意思が歪められた場合にのみ、無効とすれば足りるであろう。

本判決は、X社らが規制に違反して委任状勧誘をしたことが、本件の委任状による代理権授与の効力に影響を与えないとし、その根拠として、本件委任状により原告らに委任した株主の意思は明確であり、本件委任状により本件会社提案に賛成しないとしても株主に不測の損害を与えないと考えられることを指摘している。このことは、裁判所が、委任状勧誘規制違反自体が委任契約の効力に影響を与えうが、本件の事情のもとでは委任契約の有効性は左右されないと判断したのか、委任状勧誘規制違反自体は委任契約の効力に影響を与えないことを前提に、本件における違反の事実が委任契約の効力に影響を与えるものでなかったと判断したのか、明らかでない。仮に前者であるのであれば、委任状勧誘規制違反が、なぜ委任契約の効力に影響を与えうか、という点については指摘されていないということになる。

また、本判決は、本件における委任状勧誘規制違反が委任契約の効力を左右しないと第3の根拠として、株主と会社の公平を挙げている。これは、会社と株主に対立がある場合には、できるだけ両者が公平な立場でいずれの提案が適切であるか議論して結論を出すというプロセスが行われるべきと考えたものと評価できる。もっとも、このような考え方は、委任契約の効力の問題ではなく、議決権行使の効力の問題として捉えられるべきではないだろうか。

(4) 本判決の結論

以上に見てきたように、本判決は、会社法的アプローチ、民法的アプローチにより、本件会社提案に係る議案の採決に際しては、本件委任状に係る議決権数は、出席議決権に算入し、かつ本件会社提案に対し反対の議決権行使があったものと取り扱うべきであったと結論付けた。そして、本件各決議は、その方法が法令に違反したものと決議取消事由を有するといわざるを得ないとしたが、本件において「取締役選任の件」という議題についての議案は、候補者の数だけあるから、算入されるべき議決権数を算入して計算した場合に、得票率が過半数を下回ることになる2名の選任決議のみを取消せば足りるとした。

議案の数については、本判決がなぜ候補者の数だけ議案があると考えたのか明らかになっていないが、おそらく、株主は、本件株主提案の候補者8名、本件会社提案の候補者8名の合計16名から8名を上限に投票できるという投票方法が採用されていた(取締役の場合)ことも背景にあるのであろう。

それにしても、議題の同一性に焦点を当てる会社法的アプローチと、委任契約の解釈による民法的アプローチとは、深く関連しているものと思われる。すなわち、議題が同一で、株主提案議案と会社提案議案が両立しない場合には、一方に賛成票を投じる旨の委任契約の趣旨として、他方には反対票を投じる旨の委任の趣旨も含まれるのが通常であると考えられるのである。本判決は、会社法的アプローチに加え、民法的アプローチも採用したと評価することもできるし、民法的アプローチにおける委任契約の解釈の前提として、議題の同一性について判断したとも評価することができるであろう。

2 Quoカード贈呈の違法性について

(1) 株主の権利行使に関する利益供与の要件

ア 条文及びその趣旨

本判決は、本件において、Y社が株主に対してQuoカードを贈呈したことについて、会社法120条1項の利益供与禁止に抵触するとした。次に、この点について検討していく。

会社法120条1項は、「株式会社は、何人に対しても、株主の権利の行使に関し、財産上の利益の供与（当該株式会社又はその子会社の計算においてするものに限る。）をしてはならない。」と規定している。

その趣旨については、取締役は、会社の所有者たる株主の信任に基づいてその運営に当たる執行機関であるところ、その取締役が、会社の負担において、株主の権利の行使に影響を及ぼす、つまり株主の意思決定に影響を及ぼす趣旨で利益供与を行うことを許容することは、会社法の基本的な仕組みに反し、会社財産の浪費をもたらすおそれがあるため、これを防止することにあると考えられており、本判決も同様に捉えている。

本規定は、直接には、上場企業を念頭に、いわゆる総会屋に対する利益供与を防止する目的で制定されたと考えられるが、その文言上、総会屋以外の者に対する利益供与も禁止されている。上記の趣旨からして、当然のことであろう。

なお、株式会社が特定の株主に対して無償で財産上の利益の供与をしたときは、株主の権利の行使に関し財産上の利益を供与したものと推定される（同条2項）。

イ 本判決の示した利益供与の判断基準

本判決は、会社法120条1項該当性の判断基準として、以下の基準を示した。

すなわち、株主の権利の行使に関して行われる財産上の利益の供与は、すべて禁止されるのが原則であるが、次のないし のすべてを満たせば、例外的に違法性を有しないものとして許容されるとした。そして、例外的に許容される要件として、

当該利益が、株主の権利行使に影響を及ぼすおそれのない正当な目的に基づき供与されること（目的の正当性）、

個々の株主に供与される額が社会通念上許容される範囲のものであること（個々の金額の相当性）、

株主全体に供与される総額も会社の財産的基礎に影響を及ぼすものでないこと（総額の相当性）、

の3点を挙げた。

これらの例外が認められるための要件は、上記の会社法120条1項の趣旨から導かれたものであると考えられる。すなわち、要件（目的の相当性）は取締役が株主の意思決定に影響を及ぼすことを避けるという趣旨から、要件（個々の金額の相当性）、要件（総額の相当性）は会社財産の浪費を避けるという趣旨から導かれるのである。

(2) 本判決による本件の利益供与該当性判断

ア 会社法120条1項の要件該当性

本判決は、Y社が有効な議決権行使を条件として株主1名につきQuoカード1枚（500円分）を交付したことについて、議決権という株主の権利の行使に関し、Y社の計算において財産上の利益を供与するものとして、形式的には、株主の権利の行使に関する利益供与の禁止の規定に該当すると判断した。

したがって、原則に従えば、本件のQuoカード贈呈は、禁止されている利益供与ということになる。では、例外事由に該当するのであろうか。

イ 違法性阻却事由

(ア) 要件 (個々の金額の相当性) について

本判決は、本件で問題となったQ u oカードの金額が500円であったことから、一応、社会通念上許容される範囲のものとみることができるとして、要件 の個々の金額の相当性について認めている。

個々の金額の相当性については、一律に基準を設けることは困難であり、具体的ケースごとに判断するしかないと思われるが、500円という金額については、相当性を認めてよいものと考えられる。

(イ) (総額の相当性) について

次に、本判決は、株主全体に供与されたQ u oカードの総額452万1990円についても、相当性を認めた。その判断に際しては、Y社の本件株主総会の直近の決算である平成19年3月期(第35期)決算から、Y社の経常利益は3億5848万8000円、総資産は150億7296万5000円、純資産は76億8043万6000円、中間配当及び期末配当総額はそれぞれ6912万3500円であったことを指摘し、452万円あまりというQ u oカードの総額は会社の財産的基礎に影響を及ぼすとはいえないとしている。

総額の相当性についても、一律に基準を設けることは困難であり、具体的ケースごとの判断となろう。本判決も特に基準らしきものは示していない。本件においては、上記のようなY社の規模からして、総額の相当性を認めた本判決に異論はないであろう。

(ウ) (目的の正当性) について

本件で最も問題となるのが、要件 の目的の正当性である。

この点について、本判決は、本件贈呈が、一面において、株主による議決権行使を促すことを目的とするものであったことは否定されないとし、本件会社提案へ賛成する議決権行使の獲得をも目的としたものであると推認することができるとし、目的の正当性を否定した。

その推認の根拠であるが、

- A. 本件はがきには、「議決権を行使(委任状による行使を含む)」した株主には、Q u oカードを贈呈する旨を記載しつつも、「【重要】」とした上で、「是非とも、会社提案にご賛同のうえ、議決権を行使して頂きたいお願い申し上げます。」と記載し、Q u oカードの贈呈の記載と重要事項の記載に、それぞれ下線と傍点を施して、相互の関連を印象付ける記載がされていること、
- B. 被告は、昨年の定時株主総会まではQ u oカードの提供等、議決権の行使を条件とした利益の提供は行っておらず、原告との間で株主の賛成票の獲得を巡って対立関係が生じた本件株主総会において初めて行ったものであること、
- C. 以下の点から、本件贈呈が、株主の議決権行使に少なからぬ影響を与えたと考えられること、
 - a. 本件株主総会における議決権行使比率は81.62%で例年に比較して約30パーセントの増加となっている。
 - b. 白紙で返送された議決権行使書は本件会社提案に賛成したのものとして取り扱われるところ、白紙で被告に議決権行使書を返送した株主数は1349名(議決権数1万4545個)に及ぶ。
 - c. 被告に返送された議決権行使書の中にはQ u oカードを要求する旨の記載のあるものが存在する。
- D. 本件は、原告ら及び被告の双方から取締役及び監査役の選任に関する議案が提出され、双方が株主の賛成票の獲得を巡って対立関係にある事案であること、

を本判決は指摘している。

目的の相当性の要件についての問題点は、後に検討することとする。

ウ 本判決の結論

以上のとおり、本判決は、本件Q u oカード贈呈について、会社法120条1項に該当し、かつ、例外的に許容されるための3要件のうち、目的の相当性について要件を充足しないとして、禁止される利益供与に当たるとした。

そして、株主の権利行使に関する利益供与禁止違反の事実は重大であって、本件贈呈が株主による議決権行使に少なからぬ影響を及ぼしたことが窺われる本件では、会社法831条2項により請求を棄却することもできないとし、本件株主総会決議を取消す判決を下した。

(3) 目的の相当性の要件の問題点

ア 何をもって不相当とするか

目的の正当性の要件について本判決は、上記の通り、本件におけるAないしDの事情を指摘した上で、Q u oカード贈呈が本件会社提案へ賛成する議決権行使の獲得をも目的としたものであると推認することができるとして、目的の正当性を認めなかった。

ここで、上記のAないしDの事情を見てみると、Cの事情については、客観的に見て株主の権利行使に対する影響があったことを問題視しているように見え、A、BおよびDの事情については、取締役の主観的な目的が株主の意思決定に影響を与えようとするところにあることを問題としているように見える。しかし、Cの事情については、客観的に生じた事象から取締役の主観を推認しているとも考えられるし、A、BおよびDの事情についても客観面を問題視しているとも取れなくはない。特にAの事情については、Q u oカード贈呈と会社提案への賛成の関連性を強調したかのような本件はがきの記載が指摘されており、客観面を問題にしている側面もある。

このように、本判決は、目的の正当性の要件について、客観的な株主の権利行使への影響を問題とするのか、取締役の主観的な目的を問題とするのか、はたまたその両方を問題とするのか、明確ではない。

イ 主観面を問題とすることの問題点

本判決は、本件Q u oカード贈呈が、「会社提案に賛成する議決権行使の獲得をも目的としたもの」と判示して、「株主による議決権行使を促すことを目的」としていても、会社に有利な議決権行使の獲得の目的があれば違法であるとしている。

つまり、株主に議決権行使を促す目的であれば、適法に粗品などを贈呈することができるが、会社提案に対する賛成票獲得の目的があれば違法ということである。ここでは、本判決は明らかに取締役の主観面を問題視している。

ところが、株主提案と会社提案が競合している場合、取締役は、当然、自らが提案する会社提案がよいと思って(誰にとって「よい」かは別として)提案し、株主にも賛同して欲しいと思って提案しているはずである。したがって、本判決に従う限り、会社提案と株主提案が競合した場合には、会社が粗品などを提供すれば、ほとんどの場合、会社(取締役)に有利な議決権行使獲得の目的が認められ、違法であることになってしまう。

しかしながら、近年、株主総会をI Rの場と捉え、取締役が株主に情報発信する機会とするという考え方が浸透してきており、会社として株主に総会に出席してもらうための取り組みとして「手土産」を提供していること、このような取り組みのため、現に総会への出席が増え、総会が活性化していることを考えると、会社提案と株主提案が競合したというだけで一律に手土産の提供が禁止されてよいであろうか。取締役が、会社のために最善と信ずる決議案の成立を図ることは、忠実義務の実践であり、そのための費用を会社財産から出捐す

ることも許されると考えるべきであろう。

そこで、目的の相当性の要件については、取締役の主観面を問題にするのではなく、客観的に株主の権利行使に対する影響があったか否かという観点でのみ、その適否を判断すべきであると考えられる。取締役の主観面を問題にすれば、上記の通り、株主提案がなされた場合には、取締役が株主に対して総会への参加を促す手立てが大きく制限されてしまう。一方で、客観的な株主の権利行使に対する影響の有無のみを問題にしても、取締役による株主の意思決定への影響の排除という会社法120条1項の趣旨には反しないであろう。

ウ 本件の再検討

このように、目的の相当性の要件につき、客観的な株主の権利行使に対する影響のみを問題とした場合、本件のY社が行ったQ u oカード贈呈はどのように評価されるであろうか。

本判決が指摘した上記AないしDの各事情のうち、主に客観面を意識して指摘された事情としてはCの事情がある。また、上記の通り、Aの事情についても客観面を問題としている側面があると考えられる。

このうち、Cの事情については、aないしcの事実が指摘されているが、これらの事実はいずれも、単に株主に議決権行使を促した結果に過ぎないのであり、株主提案に賛成していた株主を会社提案に賛成するように積極的に翻意させた結果によるものではないと評価することができる。

しかしながら、Aの事情について見ると、確かに本件はがきの記載が、Q u oカード贈呈と会社提案への賛成が関連があるかのように見せたものであり、しかも、それが恣意的に行われたものであるという評価は免れないであろう。

このように、目的の相当性の要件につき、客観的な株主の権利行使に対する影響のみを問題とするとしても、本件の事情のもとでは、Y社によるQ u oカード贈呈は、やはり目的の相当性を欠き、会社法120条1項により禁止される利益供与であるということになりそうである。

もっとも、仮に、Y社が本件はがきの送付をせず、または、本件はがきの記載内容をQ u oカード贈呈と会社提案への賛成が無関係であることが分かりやすい内容としていた場合には、本件のQ u oカード贈呈は適法であるとの評価を得られた余地があったであろう。

第6 最後に

このように、本判決が示した違法な利益供与の例外についての3要件を前提にした場合、Y社としては、Q u oカードを贈呈することで会社提案に賛成する議決権行使書面を集めることを適法に行う余地はあったものと考えられる。

しかしながら、このような結論に至るためには、目的の相当性の要件について取締役の主観を問題にせず、客観面でのみ判断することが承認される必要がある。本判決がこの点について明らかにしていない以上、今後株主に対して議決権行使を促す際に粗品を贈呈することには、一定のリスクを伴うというほかはないと思われる。

ちなみに、本件は、控訴審において、取締役に付きモリテックス推薦の6名、I D E C推薦の2名、監査役につきモリテックス推薦の3名を候補者として、臨時株主総会を招集すること等で和解が成立した。

以上

<参考文献>

- ・「モリテックス事件判決と実務の対応」中村直人（商事法務1823号21頁）

- ・「モリテックス株主総会決議取消請求事件」新山雄三（金融・商事判例1285号2頁）
- ・「モリテックス株主総会決議取消請求事件」奈良輝久（金融・商事判例1288号2頁）
- ・「会社法下における企業法制上の新たな課題」大塚眞弘，武井一浩（商事法務1788号8頁）
- ・「会社法下の株主総会における実務上の諸問題」野村修也，三浦亮太，石井裕介（商事法務1807号62頁）
- ・「株式会社法」江頭憲治郎（有斐閣）